

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	債参加者	行及び特	争入札発	非入札発	者価格第I	特・別第I	国債参加場	入札発競争	価格競争	法入決定
-------	-------	-------	-------	--------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	------	------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札発行」という。及
 後に行われる入札であつた
 務大臣が各限額市場特別
 にごとに発行（以下、国債市場も
 による発行（以下、国債市場も
 別参加者・第II非価格競争入札
 発行」という。

各申込みの応募額を割り当てる。各
 各申込みのうち応募額を順次
 当てる。各
 各国債市場特別参加者ごとの
 各限額市場特別参加者ごとの
 申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で一兆九百五十億
 うち、財政法第一、四、二、十、五
 定基、き、発行した利付、三、五
 ついては、額面金額で、三、五
 十億、千、百、万、円、を、政
 運営に必要の財源の確保を、政
 ために、公債の発行の特例に、基
 る法律第二、一、項の規定に、基

十五
十六
十七
十八
十九
二十

第二期以後の
利息
償還期限
償還金額
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{総面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利息を支払う。

平成四十七年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年二月十八日